

新旧対照表

改正後	改正前
高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱	高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱
第1条～第17条 (略)	第1条～第17条 (略)
<b>附 則</b> この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度高性能林業機械等整備事業費補助金から適用する。	<b>附 則</b> この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度高性能林業機械等整備事業費補助金から適用する。
<b>附 則</b> この要綱は、平成23年5月27日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。	<b>附 則</b> この要綱は、平成23年5月27日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。
<b>附 則</b> この要綱は、平成24年3月22日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。	<b>附 則</b> この要綱は、平成24年3月22日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。
<b>附 則</b> この要綱は、平成24年6月7日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。	<b>附 則</b> この要綱は、平成24年6月7日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。
<b>附 則</b> この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。	<b>附 則</b> この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。
<b>附 則</b> この要綱は、平成27年6月10日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。	<b>附 則</b> この要綱は、平成27年6月10日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。
<b>附 則</b> <u>この要綱は、平成28年4月25日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。</u>	

新旧対照表

改正後

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

事業区分	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
			区分	採択基準	
1~3 (略)					
4 レンタルタイプ	(略)	(略)	森林づくりタイプの高性能林業機械 ※その他増産を目的とした林業機械（集材（小運搬を含む。）及び伐木・造材に必要な林業機械に限る。）ただし、レンタルに係る経費のうち消費税、回送料等の諸経費を除く。	(略)	10分の3以内 金額の上限は、15万円／月・台とし、レンタル期間は1月以上6月以下とする。
5 (略)					

(注) 1 「5 附帯事務費」に係る補助事業者は、市町村に限る。

- 2 林業機械の導入にあっては、原則として、市町村が事業実施主体に補助する場合に補助金を交付することとし、森林づくりタイプ及び作業システム改善タイプについては、知事が別に定める場合に限り事業実施主体に補助することができる。
- 3 林業機械のレンタルにあっては、事業実施主体に補助金を交付することとし、知事が別に定める場合に限り「広域活動団体（高知県森林組合連合会及び高知県素材生産業協同組合連合会に限る。）」に補助することができる。

別表第2 (略)

別記 (略)

改正前

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

事業区分	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
			区分	採択基準	
1~3 (略)					
4 レンタルタイプ	(略)	(略)	森林づくりタイプの高性能林業機械 ※その他増産を目的とした林業機械（集材（小運搬を含む。）及び伐木・造材に必要な林業機械に限る。）ただし、レンタルに係る経費のうち消費税、回送料等の諸経費を除く。	(略)	10分の3以内 金額の上限は、15万円／月・台とし、レンタル期間は1月以上3月以下とする。ただし、事業実施上必要と認められる場合は、3月以内の範囲で延長することができる。
5 (略)					

(注) 1 「5 附帯事務費」に係る補助事業者は、市町村に限る。

- 2 林業機械の導入にあっては、原則として、市町村が事業実施主体に補助する場合に補助金を交付することとし、森林づくりタイプ及び作業システム改善タイプについては、知事が別に定める場合に限り事業実施主体に補助することができる。
- 3 林業機械のレンタルにあっては、事業実施主体に補助金を交付することとし、知事が別に定める場合に限り「広域活動団体（高知県森林組合連合会及び高知県素材生産業協同組合連合会に限る。）」に補助することができる。

別表第2 (略)

別記 (略)